採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する 文化的景観の保護に関する調査研究(報告)

平成22年3月

採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する 文化的景観の保護に関する調査研究会編

#### はじめに

平成16年(2004)に行われた文化財保護法(以下「保護法」という)の改正に基づき、現在、全国各地で文化的景観保護の取組が推進されている。保護法改正に先立つ平成12年度から平成15年度にかけては、「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する調査研究」(以下「前回調査」という)が実施された。その報告書に見られるように、当初は開発等によって保護が急がれる農林水産業に関連する文化的景観を中心に保存・活用の取組が進められていたが、近年では、地域に所在する多様な文化資産への評価と、それらを地域づくり等に活用するという観点から、都市や鉱工業に関連する文化的景観についても積極的な関心が向けられるようになっている。

このような背景を踏まえ、特に採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の評価・保存・活用に関する考え方及びその手法、今後解決すべき課題等に関する調査研究を目的として、 平成18年2月に「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究 会」が設置され、平成20年3月まで計6回、当該分野の文化的景観に係る諸検討を行った。

本書は、調査研究会における議論をもとに、調査内容及び当該分野に係る文化的景観の保存・活用についての考え方をまとめたものである。

ところで、都市や鉱工業に関連する文化的景観との関係で注目されるものとして、平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下「歴史まちづくり法」という)がある。歴史まちづくり法は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と位置付け、「その維持・向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的」とするものである。平成22年3月現在、金沢市や高山市など全国で15件の歴史的風致維持向上計画が認定されており、それぞれの市・町において歴史・伝統等に基づく活動や建造物等を核としたまちづくりが推進されている。

地域の自然的・歴史的・社会的文脈を保全しつつ、次世代のまちづくりを考える文化的景観保護の取組は、歴史まちづくり法や地域活性化等を視野に入れた諸施策との調整・連携という観点においても重要になるものであり、今後、都市政策と文化政策とを結ぶ新たな役割を担うことが期待される。

<sup>※1</sup> 当該報告書は文化庁のホームページにおいて公表されている。http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/keikan.html を参照

<sup>※2</sup> 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年5月23日法律第40号)

# 目 次

# はじめに

1.	調査研究について1
	<ul><li>(1)調査研究の背景 1</li><li>(2)調査研究の対象 5</li></ul>
	(3)調査研究の目的 5
2.	調査の経緯6
	<ul><li>(1)調査の経緯 6</li><li>(2)調査方法について 6</li><li>(3) 2次調査対象地域及び重要地域の選択について 9</li></ul>
3.	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の評価及び保存・
	活用の手法について9
	(1)評価手法 9 (2)保存・活用手法 12
4.	今後の課題13
	(1) 広域的な文化的景観の保護について 13
	(2) 採掘・製造、流通・往来、居住に関連する文化的景観における整備について 14
5.	まとめ15
資	料 編····································
	資料1. 採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査 研究会計署無項 10
	研究会設置要項 19 資料 2. 採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査
	研究会について 21
	資料3. 2次調査対象地域及び重要地域一覧(類型別) 23~27

# 1. 調査研究について

#### (1)調査研究の背景

#### 文化的景観保護制度について

文化的景観は、平成16年の文化財保護法(以 下、「保護法」という) の改正により新たに文 化財として位置付けられ、「地域における人々 の生活又は生業及び当該地域の風土により形成 された景観地で我が国民の生活又は生業の理解 のため欠くことのできないもの」(保護法第2 条第1項第5号)と定義されている。文化的景 観の保護制度が導入されたことによって、従来 の文化財保護制度では対応が不十分であった分 野の多様な文化資産に対する評価及び保存・活 用の可能性が高まった。

文化的景観の保護制度の特徴は、保護法改正 と同時に新たに制定された景観法に規定される 景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観 のうち、文化的景観保存計画の策定や条例によ る保護措置等の条件を整えたものの中から、都 道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要な ものを文部科学大臣が重要文化的景観に選定す ることができる(保護法第134条)こととした 点にある。したがって、重要文化的景観の選定 の申出を行う地方公共団体は、あらかじめ景観 法に基づき景観行政団体となった上で、景観計 画策定や条例制定を行う必要がある。さらに、 当該文化的景観に関する保存調査に基づいて価 値を定め、適切な保存・活用を図るための文化 的景観保存計画を策定し、所有者等の同意を得 た上で申出を行うことが必要である。これらの 手続きを経て重要文化的景観に選定されたもの は、平成22年3月時点において計19件となって いる (表1)。また、平成22年3月現在、50余 りの地方公共団体が重要文化的景観選定の申出 を目的として、文化的景観保存調査や文化的景 観保存計画策定等の取り組みを進めている。

#### 前回調査と本調査研究との関係について

平成12~15年度に行った「農林水産業に関連 する文化的景観の保護に関する調査研究」(以 下、「前回調査」という)においては、農林水 産業に関連する文化的景観について1次調査 (所在調査)が行われた後、502の文化的景観 に対して2次調査が実施され、180の重要地域 が選択された。前回調査を実施した調査研究会 は、その報告書に「農林水産業のみならず鉱工 業並びに都市の産業及び生活に関連して、一連 の土地利用の在り方に高い価値を有する文化的 景観も多く存在するものと想定される」ことを 指摘し、今後の課題として「都市及び鉱工業に 関連する文化的景観の保護に関する調査研究を 行うことが必要である」と明記している。した がって、本調査研究は、前回調査におけるこの ような指摘を受け、保護法に基づいて想定され るすべての対象を文化的景観の観点から分析・ 評価し、その保存・活用手法を明らかにするこ とを目的として実施されたものであり、前回調 査を完結する位置づけにある。

# 我が国における文化的景観に係る学術研究の動 向

「景観」は、多くの学問分野で使用されてき た概念であり、時代や立場によって様々な含意 を持ってきた。しかし大きくは、地表面に刻み 込まれた痕跡、つまり「景観」から人間活動の あり様や自然環境との関係を読み解くことに重 点を置く見方と、「景観」の深層にある意味、 とりわけ人々が生きていく中で相互に関わり、 自然との関係を積み重ねることによって構築さ れた意味の探究を目指す見方に分けることがで きる。前者は、19世紀末のドイツにおいて、 landschaft の概念が定着し始めた頃にさかのぼ ることができる。

20世紀に入ると、ドイツ地理学において歴史 的景観の復元的研究や成立・発展に関する実証 研究が隆盛し、フランス (paysage)、イタリ ア (paesaggio)、アメリカ (landscape) など 各国でも景観論が展開されるようになった。ド

			Т			\dag	定基	淮			
名 称	所 在 地	選定年月日						-			_
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1	2	3	4	5	6	7	8	_
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の 文化的景観	北海道沙流郡 平取町	H19.7.26		0	0		0		0	0	
遠野荒川高原牧場	岩手県遠野市	H20.3.28 H20.2.12追加		0							
一関本寺の農村景観	岩手県一関市	H18.7.28	0								
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	H22. 2 .22					0		0	0	
姨捨の棚田	長野県千曲市	H22. 2.22	0								
近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	H18.1.26 H18.7.28追加 H19.7.26追加	0		0		0			0	
高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市	H20.3.28					0		0		
宇治の文化的景観	京都府宇治市	H21.2.12	0				0	0	0	0	(
樫原の棚田	徳島県勝浦郡 上勝町	H22. 2 .22	0							0	
遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市	H19.7.26	0								
四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市	H21.2.12			0	0	0		0	0	
四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡 中土佐町	H21.2.12	0		0		0		0	0	
四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡 梼原町	H21.2.12	0		0		0				
四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡 津野町	H21.2.12	0		0		0			0	
四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡 四万十町	H21.2.12	0		0		0		0	0	
蕨野の棚田	佐賀県唐津市	H20.7.28	0								
平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	H22.2.22	0				0			0	(
通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡 山都町	H20.7.28 H21.7.23追加 H22.2.22追加	0				0		0		(
小鹿田焼の里	大分県日田市	H20.3.28 H22.2.22追加	0		0		0	0			•

イツ地理学のうち、特に「景観」を可視的な物 の総体として捉える考え方は、我が国における 学術研究の端緒に影響を与えた。landschaft は 特定の規模・範囲を持つ地域という意味を含ん でいたため、それを受容したわが国の景観論は、 歴史的景観の復元的研究とともに、景観の形成 過程に対する分析や生態学的観点を含めた景観 構造の分析など多岐に及ぶ研究を展開し、「景 観」という用語は、地表面における人間活動及 びその展開を総体的に描写する極めて重要な概 念として用いられるようになった。

地域を分析し、詳細に描写する景観論に対し、 近年は、景観の中の見えない要素をあぶりだし、 主体・構造・意味などの観点から景観形成に係 る重要な要因を明らかにする方向が強調される ようになる。特に都市における文化的景観の考 え方と関連するのが、1970年前後から深化して きた都市空間に関する諸研究である。たとえば、 都市や都市の中の場所が持つ様々な意味を言 説・絵画・歴史等から分析するもの、社会的・ 空間的観点から都市の形成過程を分析するもの、 街区・建築物・道路等に着目し都市空間を分析 するもの、庭園・路地などオープンスペースか ら都市を分析するもの等が示され、様々な学問 分野において領域を越えた調査・研究が深めら れた。これら諸研究に共通した考え方として、 所与のもの・静態的なものとしてではなく、有 形・無形の諸要素が有機的に関係しつつ一体と して成立しているもの、あるいはそれらが時間 的に積み重なったもの、個人又は集団の記憶に おいて象徴的な意味を持つものなど、地域の 人々がその中で暮らす「生きられた空間」とし て景観を描写することが挙げられる。

前回調査において対象となった農林水産業に 関連する文化的景観は、棚田や里山など、主に 農林水産業に関連する土地利用を対象に、そこ

に住む人々が自らの生活や生業の在り方を刻み つけることによって形づくられた独特の土地に ついて、主に土地利用の特徴や生態学的観点か ら価値を明らかにし、保護対象としたもので あった。しかし、採掘・製造・流通・往来及び 住居(以下「採掘・製造等 | という)に関連す る文化的景観においては、視覚で捉えうる形象 は流動的であり、その背景には、ごく当たり前 の我々の日常生活が営まれている。したがって、 商店街や工場地帯の中にも本来見いだせるはず の生活・生業に関する多様な文化表象は、一般 には気付きにくい状態で現状に埋もれているこ とが想定できる。本調査研究会は、採掘・製造 等に関連する文化的景観のこうした特性に配慮 し、2次調査対象地域・重要地域を選択する際 に二つの評価指標によって段階的な判断を行う とともに、第二次・第三次産業に関連する土地 利用や建築物群に限らず、その深層にある多様 な景観形成の社会的・経済的・文化的背景につ いて読解し分析するよう努めた。

採掘・製造等に関連する文化的景観を形作る 要素は、我々が生きた痕跡であるにもかかわら ず、今まで丁寧な分析や正当な評価が行われな いままに都市開発の中で消え去っていくことが 多かった。しかしその重要性に立ち返り、広く 一般の人々が持つ個人的な記憶や体験に基づい て個々の景観を掘り下げ保護の対象として検討 することは、文化的景観の保護制度が果たすべ き重要な役割の一つである。また、都市生活の 背景にある諸要素の有機的な関係を読み解き、 これを表象するものとしての都市景観を評価す る試みは、文化政策の新たな模索の一つでもあ

以上のように、本調査研究会は、地理学・歴 史学・建築学等に関連する学術的な動向、さら に都市論・比較文化論等を視野に入れた多様な 観点から文化的景観について再考し、生きた文 化財が持つ今日的な意味を踏まえ、調査対象・ 調査研究の方法及び評価・活用の考え方につい ての検討を行った。

#### 世界遺産における新たな課題と本調査研究

採掘・製造等に関連する文化的景観は、「世 界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条 約」(以下「世界遺産条約」という) において 重視されつつあるいくつかの分野に関連してい る。昭和53年(1978)より、世界遺産条約に基 づいて世界遺産一覧表に顕著な普遍的価値を持 つ文化遺産及び自然遺産が記載されるように なったが、平成6年(1994)に世界遺産条約の 政府間委員会である世界遺産委員会は、「世界 遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・ 信頼性の確保のためのグローバル・ストラテ ジー」(以下、「グローバル・ストラテジー」と いう)を採択し、当面比較研究が進みつつある 新たな資産の分野として、文化的景観、産業景観、 20世紀の現代建築の三つを示した。

#### a. グローバル・ストラテジー

グローバル・ストラテジーは、以下に示す4 点に配慮することによって、世界遺産一覧表に 記載する文化遺産の対象及びそれらの所有国を 多様化し、本来は考慮されるべきでありながら、 従来、一覧表に反映されることのなかった顕著 な普遍的価値について、広く評価を促進する意 図を持つものであった。

- ○従来の世界遺産一覧表には十分に反映されて 来なかった分野における資産の登録を推進す ること (例:自然と人間との共同作品である 文化的景観、人類の技術の発展を示す産業遺 産及び産業景観、20世紀の現代建築等を含む 新しい産業遺産)
- ○資産の顕著な普遍的価値を地域的な文脈を十 分考慮して評価すべきこと
- ○民族的な風習や信仰など無形の部分をも視野 に入れた幅広い評価が求められること
- ○文化と資産の双方の多様性を踏まえた評価の 方策が求められること

#### b. ウィーン・メモランダム

また、個々の伝統的な建築(群)や歴史的地 区だけでなく、これらを包括するものとして、 「歴史性を持つ都市景観」の保存・活用が求め られるようになっている。この概念については、

#### 4 都市の文化と景観

平成15年(2003)の第27回世界遺産委員会における議論を経て、平成17年(2005)にオーストリアのウィーンで開催された国際専門家会議に基づき、同年の第29回世界遺産委員会において、「歴史性を持つ都市景観の保存管理を踏まえた世界遺産と現代建築に関するウィーン・メモランダム」(以下、「ウィーン・メモランダム」という)として報告された。ウイーン・メモランダムは、都市保全において、従来、使用されてきた「歴史的地区」等の概念を越え、都市を地域的又は景観的文脈を含めた総体として保護対象とすべきであるという点について指摘を行っている。

- ○ウィーン・メモランダムは、文化遺産としての価値を有する都市景観の総体が、現在の都市発展によって受ける影響について注目したものである。歴史的な発展過程を経て形成された都市景観(歴史性を持つ都市景観)の概念は、憲章や保護に関する法律において従来使用されてきた「歴史的地区」・「建築群」又は「その周辺環境」という概念を越え、これらにさらに地域的又は景観的文脈を含めるものである。
- ○歴史性を持つ都市景観は、ある時代に顕著に確認できる計画的な地域発展に基づいて形成されるだけでなく、その後の段階的な発展の過程を通じ、環境や場所に関する様々な条件や、各時代の地域社会が示す経済的・社会的・文化的価値を取り込みつつ、普遍的な価値を獲得したものである。そのため、「歴史性を持つ都市景観」においては、個々の歴史的・記念碑的建造物の保護だけでなく、形態・素材、機能・外観及びそれらのすべてを複合した視点から、都市をひとつの総体又は結合体として捉え、都市景観総体に関する類型学や形態学に基づき保護を図ることが必要である。

#### c. 運河に関する遺産について

さらに、特に文化的景観や産業遺産の分野においては、運河及び道が近年注目される資産となっている。平成6年(1994)にカナダで開催された「運河に関する遺産についての専門家会

議」の報告を受け、平成7年(1995)にベルリンで開催された第19回世界遺産委員会において当該分野に関する議論が行われた。その結果を踏まえ、運河は今後世界遺産一覧表への記載を促進すべき分野の遺産として、「世界遺産条約履行のための作業指針」において定義されることとなった。

- ○運河は、人間が設計した水路である。運河の中には、歴史的・技術的観点から見て顕著な普遍的価値を有するものがあり、その価値は運河自身に内在するか又は当該分野の遺産のうち価値の高い代表例の中で示されている。この種の運河は、記念碑的作品であり、線形の文化的景観として明確な特徴を持つ場合をはじめ、複合的な文化的景観において一つのまとまった構成要素となる場合もある。
- ○運河又は道における真実性は、これらの遺産が持つ様々な価値及びその関係性の総体として証明されるべきものである。遺産の一要素として特に運河に認められる価値は、歴史的に進歩を遂げてきたという点である。これは、それぞれの時代において運河がいかに使用されてきたのか、また関連する技術がいかに進化してきたのかということと密接に関わっている。これらの多様な変化又は進化が、運河の遺産的価値を成している。
- ○運河の重要性は、技術・経済・社会・景観上の諸要素によって示される必要がある。

#### d. 道に関する遺産について

道に関する遺産についても、運河と同年の平成6年(1994)にスペインで開催された「道に関する遺産についての専門家会議」の報告を受け、平成7年(1995)に今後世界遺産一覧表への記載を促進すべき分野の遺産として、「世界遺産条約履行のための作業指針」にその定義が追加されることとなった。

○遺産としての道は、国や地域を越えた交流又は地域間の多面的な対話によって生み出される文化的な重要性を備えた様々な有形の要素によって形成されている。そのため、沿道においては、時間的・空間的相互作用を確認す

ることができる。

○遺産としての道は、①物流のダイナミクス及 び交易の理念が時間的・空間的に継続してい ること、②単なる要素の集合体ではなく、個々 の要素が総体となって文化的な重要性を成し ており、全体性を持つこと、③国家間又は地 域間の交流と対話に焦点を置いていること、 ④宗教・商業・政治といった当初の道の目的 に加え、様々な機能が付加され、多面的な性 質を有していること、が重要であり、これら の観点は、そもそも遺産としての道が持つ自 然的な構造や無形的側面・象徴的特質に照ら して捉えられるべきである。

以上のように、本調査研究が対象とする採掘・ 製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景 観は、その保護に向けた施策が国際的にも緊急 の課題として認識されつつあり、特に「歴史性 を持つ都市景観 |、「運河 |、「道 | については、 世界的にも保護が急がれる分野である。

#### (2)調査研究の対象

以上に示す国内外の情勢及び調査研究の成果 等を踏まえ、本調査研究では以下の整理の下に 調査対象を定めた。

#### 該当する重要文化的景観選定基準

前回調査において、今後の課題とされた採掘・ 製造等に関連する文化的景観を調査対象とする。 これらは特に、重要文化的景観選定基準のうち、 第一号の「(六) 鉱山・採石場・工場群などの 採掘・製造に関する景観地」、「(七)道・広場 などの流通・往来に関する景観地」、「(八) 垣根・ 屋敷林などの居住に関する景観地」及び第二号 の複合景観に関連する。

#### 除外される対象

本調査研究の対象は、土地利用の改変が著し い都市の景観を含んでいる可能性がある。その ため、保護法に基づく文化的景観として評価す

ることが困難であると判断される次のものにつ いては、調査対象から除外することとした。

- ① 大規模な再開発等により景観形成過程の 痕跡が失われてしまったもの
- ② 新たに形成された景観で、未だ全体とし て一つの価値を表すには至っていないもの
- ③ グローバル化等の影響により、地域固有 の風土を見出せなくなったもの
- ④ 都市の部分的な開発が文化的景観の価値 に決定的な負の影響を与えているもの

#### 調查対象

除外される対象を踏まえ、文化的景観を特徴 づける人間の理念・信仰、人々の記憶・活動、 地域の伝統・習俗など、当該地域を理解する上 で不可欠な要素となる無形の特性を持ち、同時 にそれらが以下に示すいずれかの空間的な特性 に明確に反映されているものを調査対象と定め た。

- ① 街路・用水路等、都市の構造を示す建築 物その他の工作物を含むもの
- ② 生活・生業と密接に関連する建築物その 他の工作物を含むもの
- ③ 機能を継続している産業施設・土木施設 等を含むもの
- ④ 歴史的、社会的観点から価値を有する道 路や河川等の公共施設を含むもの
- ⑤ ①~④の明確な配置及び構造又は複合 的・有機的な諸関係を示すもの

なお、前回の調査において調査対象とした文 化的景観の中には、本調査研究の調査対象と重 複するものもある。それらについては、農林水 産業の観点のみならず採掘・製造等に関連する 文化的景観としての観点からも評価・保存・活 用手法を検討する必要があるため、前回調査を 補完する位置付けとして調査対象に含めた。

#### (3)調査研究の目的

本調査研究においては、調査対象となる文化 的景観について、以下の3点について検討する

#### 6 都市の文化と景観

ことを目的とした。

#### 1) 評価手法

地方公共団体の協力の下に、全国に所在する 多様な文化的景観に対する総合的な所在調査を 実施し、未調査であった採掘・製造、流通・往 来及び居住に関連する文化的景観の評価手法に ついて検討を行う。

#### 2) 保存手法

文化的景観の形成過程を証明する様々な痕跡や、文化的景観を構成する有形・無形の諸要素を保護するため、保護法だけでなく、都市計画法及び景観法等の法令を含め、総合的な観点から保存手法について検討する。

#### 3) 活用手法

文化的景観を構成する土地利用等の諸要素は、 地域の人々の日々の営みと一体のものであるため、住民参加の仕組を十分考慮した文化的景観 の活用手法について検討を行う。

#### 2. 調査の経緯

#### (1)調査の経緯

調査の実施に当たり、文化庁は、「採掘・製造、 流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保 護に関する調査研究会」(以下「調査研究会」 という)を設置した(資料1)。座長の篠原修 政策研究大学院大学教授をはじめ、調査研究委 員として小浦久子大阪大学大学院准教授、清水 重敦奈良文化財研究所主任研究員、西村幸夫東 京大学大学院教授、橋爪紳也大阪府立大学特別 教授、第5回調査研究会からは有識者として福 田珠己大阪府立大学准教授が参加した(資料2)。 また、各調査研究会にはオブザーバーとして、 国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室 (現公園緑地·景観課景観·歴史文化環境整備 室)、同河川局河川環境課、同道路局地方道: 環境課道路環境調査室、同港湾局国際・環境課 よりそれぞれ担当官が出席した。

平成18年2月に第1回調査研究会を開催し、調査対象・調査手法等を検討した上で、後述の

とおりあらかじめ対象となる文化的景観を大きく5類型に分類し、その分類に基づき同年6月~8月に1次調査(所在調査)を行った。同年10月及び平成19年1月に開催した第2回、第3回調査研究会において評価指標を決定し、これに基づいて2次調査対象地域の選択を行った。平成19年3月~5月には2次調査を実施、同年8月の第4回調査研究会において重要地域を選択した。その後、同年11月及び平成20年3月に開催された第5回、第6回調査研究会において、後述の各大類型から1件~2件の参考となる事例を取り上げ、各々の保存・活用手法について検討した。

#### (2)調査方法について

#### 類型について

1次調査(所在調査)を実施するに当たり、 本調査研究の対象となる文化的景観の多様な特質を想定し、あらかじめ次のように五つの大類型を設定した。

#### 【大類型】

- I. 計画的都市・居住空間
  - ・都市の形成過程における計画及びそ の重層又はその痕跡が、現在の都市 景観に影響を与えているもの。
  - ・過去の計画の理念が象徴的であり、 現在の景観形成に影響を与えている もの。
  - ・都市を構成する諸要素が緊密に関連 し合っているもの。
  - ・都市計画の特徴が現在の街区等に色 濃く反映されているもの。

「I. 計画的都市・居住空間」は、都市自体を自然的・歴史的・社会的主題を背景に、全体としてひとつの関連性を持つ文化的景観として捉えるものである。この類型については、都市の発生及びその発展・変容、都市の生活・生業等に文化的価値を見出すことにより、都市景観の構造及び構造が成立した背景を含め、都市総体に対する分析を行うことを想定した。

#### Ⅱ. 街区・界隈・場

- ・都市等に存在する固有の場所が造り 出す景観で、独特の性質を持つもの。 例えば、広場・境内地・アーケード・ 商店街等の街区(問屋街・古書店街・ 骨董街・「○○銀座 |・「○○横丁 |) 等。
- ・人間の理念・信仰、記憶・活動、伝 統・習俗等に関連するもの。
- ・場所の意味が人々によって共有され、 特に象徴的であるもの。

「Ⅱ.街区・界隈・場」は、Ⅰにおいて分析 した計画という統制のもとにありながら、当該 地域に暮らす人々が、時代を超えて地域固有の 生活・生業を継続することにより、都市の中に 創出された個々の界隈や場所を独特の文化的景 観として捉えようとするものである。この類型 については、地域的な視点を重視し、商店街や 盛り場など日常生活の中で通常目にする都市の 様々な様相を、伝統産業や商業活動との関係の みならず、信仰・祭り・往来等の無形の要素を 重視しつつ、人間の行為や活動が生み出す独特 のものとして捉え、検討を行うこととした。

#### Ⅲ. 産業集積地域

- ・単一又は複合的な産業が立地するこ とにより、景観形成に影響を与えて いるもの。例えば、鉱業による採掘 地・産業集積地及びそれらに付帯す る都市等。
- ・有形物の残存状態にかかわらず、産 業地としての機能や構造を保持して いるもの。

「Ⅲ.産業集積地域」は、産業地の成立背景 にある地域の社会的・経済的な特質の下で形成 され、採掘場・工場群等に関連して単体として 存在する独特の建築物及びその他の工作物、遺 跡等から成るいわゆる産業遺産のみならず、産 業地における立地の集中・分散などが生み出す 流通網や集住地の在り方を含めた一連の諸要素 の連続性についての分析を想定した。また、産 業活動は停止しているものの、その活動が歴史

的に重要であることによって人々に広く認知さ れ、何らかの象徴的な役割を担うようになった 事例で、観光・学習など他の利用に供すること によって新たな土地利用形態を表しているもの についても検討の対象とした。

#### Ⅳ. 連結(ネットワーク)

- ・ネットワークが景観形成に影響を与 えているもの。例えば、都市と都市 又は産業集積地と港等を連結する水 路・鉄道・道路等の交通網、流通の 結節点として発展した都市等。
- ・ネットワークとしての機能・構造を 表しているもの。

「Ⅳ. 連結 (ネットワーク)」は、 I ・ II ・ III に分類される複数の文化的景観について、それ らの相互の位置関係及び個々を結びつける諸機 能を表す文化的景観を評価の対象とするもので ある。例えば、宿場や川湊といった場所が、水 系や道路網等によって結びつくことにより、ひ とつの文化的景観を形成する事例について検討 を行うこととした。

#### V. 複合

- ・様々な土地利用形態が複合すること により景観形成に影響を与えている もの。例えば、河川流域圏のように、 河川に付帯して展開する産業集積 地・港湾・居住地等の多様な土地利 用が広域にわたって展開するもの。
- ・機能や構造が複合しているもの。

「V. 複合 | は、 I ~ IV のうち二つ以上の特 質を持つ文化的景観で、道路・河川等を中軸と して、それに付帯して展開する産業集積地・港 湾・居住地等の多様な土地利用によって構成さ れる広域的な文化的景観について対象とするこ ととした。

#### 評価指標の考え方

調査の実施に当たっては、概ね前回調査と同 様の手法を採用し、評価指標に基づいて1次調 査から2次調査へと対象を絞り込んだ後に、最 終的に重要地域の選択を行った。ただし、都市 及び鉱工業に関連する文化的景観は構成要素が 複雑であるため、より慎重な価値の判断を行う 必要がある。このような観点から【評価指標A】、 【評価指標B】の2種類の評価指標により、2 次調査対象地域を選択した。

まず、1次調査において確認された2,032件の文化的景観の可能性を持つ地域の中から、文化的景観としての価値を有するか否かを判断するために、A、Bの2種類に区分できる計八つの指標を設定し、それら【評価指標A】を満たす約400件を選択した。

【評価指標A】については、次に示すとおりである。

#### 【評価指標A】

- ①一定の場・空間に所在し、自然的・歴史 的・社会的主題を背景とする一群の要素 が全体としてひとつの価値を表している こと
- ②諸要素の関係及び機能が、現在に至るまで何らかの形で維持・継続されていること
- ③記憶・活動・伝統・用途・技術等の無形 の要素に特質が見られること
- ④一般に広く受け入れられていること

さらに、【評価指標 A】に基づき選択した約400件の中から、【評価指標 B】のうち少なくとも二つ以上を満たすことによって文化的景観としての価値が高いと判断できる195件を選択し、2次調査の対象とした。

【評価指標B】については、次に示すとおりである。

#### 【評価指標B】

- ①景観が歴史的・社会的に重層して形成されていること(景観の重層性)。例えば、
  - ○都市の計画又は設計理念が明確かつ特質を持つこと (例:金沢市街地)
  - ○計画の全部又は一部が地割(緑地を含む)として残存すること(例:字治)
  - ○過去の計画における土地利用の区分が 現在の地割に影響を与えていること (例: 萩市街地)

- ○各時代に計画的に配置された街路・水 路等の都市の骨格を表す痕跡が残存す ること(例:堺環濠都市) 等
- ②景観がある時代又はある地域に固有の伝統・習俗、生活様式、人々の記憶、芸術・文化活動の特徴を顕著に示し、象徴的であること(景観の象徴性)。例えば、
  - ○地域における伝統や習俗等によって象 徴的な意味をもつこと(例:高山市街 地)
  - ○地域の人々の記憶の中で象徴的な意味 を持つこと(例:平和大通り)
  - ○芸術・文学等において多様に表現されていること(例:城崎温泉街)等
- ③特定の場所とそこで行われる人間の行為 (活動)との関係が景観形成に影響を与 えていること(景観の場所性)。例えば、
  - ○地域特有の生活・生業等によって独特 の特性を持つ場所であること (例:巣 鴨地蔵通商店街)
  - ○地域社会・信仰等の観点から意味ある場所又は聖なる場所であること(例: 浅草界隈)等
- ④諸要素が形態上・機能上、有機的な連関 を顕著に示し、全体として一つの価値を 表していること(景観の一体性)。例えば、
  - ○自然環境とその持続的な利用システム が景観形成において重要であること (例:四万十川流域)
  - ○地域における社会的・経済的なつながり又は諸制度(例えば、産業地 都市 港湾、都市 農村 産業 流通等)が、計画的・非計画的であることを問わず、全体として景観形成において重要であること(例:佐渡金銀山)等

なお、「石のまち、大谷」(宇都宮市)、「室蘭港の工業景観」(北海道室蘭市)、「隅田川と橋梁群」(東京都中央区・台東区・北区・足立区・荒川区・墨田区・江東区)のように、景観の象徴性や一体性等の指標を満たす一方で、それぞれの景観を構成する要素が技術・素材等の観点

から顕著な固有性を持ち、その結果、独特の文 化的景観を形成している事例などもある。この ような「景観構成要素の固有性」とも言うべき 特質は、①~④の各指標を補完し、当該文化的 景観の価値を示すものであることから、十分考 慮することが必要である。

# (3) 2次調査対象地域及び重要地域の 選択について

1次調査(所在調査)によって明らかとなっ た採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する 文化的景観(2.032件)の個別情報に基づき、 1次調査に際して設定した五つの大類型を九つ の中類型、さらに32の小類型に分類し(表2)、 それらの類型ごとに情報の整理を行った。これ らの中から、前掲の評価指標に基づいて196件 の2次調査対象地域を選択し、各類型において 典型的・代表的である66件の重要地域を選択し た。

なお、1次調査(所在調査)において地方公 共団体から挙げられた文化的景観の中には、前 回調査に係る分野(農林水産業)に属するもの が散見された。その中でも、特に居住に関連す るもの(132件)のうち、前掲の評価指標に基 づき36件については、前回調査を補完するもの として今回の2次調査の対象とした(図1)。

1 次調査の件数	2032
2次調査の件数*	232
重要地域の件数	66

\*居住に関連するものを含む

図1 調査の流れと調査対象件数

3. 採掘・製造、流通・往来及び 居住に関連する文化的景観の評価 及び保存・活用の手法について

#### (1) 評価手法

調査研究会においては、2次調査対象地域及 び重要地域を適切に選択するため、【評価指標 A】及び【評価指標B】の2種類の指標を定め たが、このうち【評価指標A】は、農林水産業 に関連するものを含め、調査対象が文化的景観 であるか否かの判断を目的とするもの、【評価 指標B】は調査対象の特質を抽出した上で、「採 掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化 的景観|が持つ固有の価値についての評価を目 的とするものである。この節においては、特に 【評価指標B】に着目しつつ、各類型における 文化的景観の価値を分析し、評価手法について まとめることとする。

#### I. 計画的都市・居住空間

大類型Iにおける「景観の重層性」は、成立 時から現在に至る都市形成の諸段階を分析し、 景観の変容が各時代のどのような社会的・経済 的・文化的背景の下に行われ、その変容に人々 がどのように関わったのかを把握することに よって、景観の形成過程を評価するための指標 である。景観形成の歴史は、過去に行われた町 割やその発展形態を示す現在の街区、構造の骨 格を成す街路網・水路網だけでなく、建築群・ 庭園群、絵図・計画図書、絵はがき・文字資料 等の分析を通じて明らかとなる。しかし現実に は、各時代の特質を示す土地利用及び建造物は 特定範囲に重なって所在し、それらは現在の生 活・生業と相まって独特の雰囲気を生み出して いる。調査研究では、これらをいったん場所・ 時代の特徴に基づいて解体し、諸要素が積層す る仕組みについて詳細かつ総合的に読解するこ とにより、「景観の重層性」を徐々に明らかに した。

	上、朱五正川	十本工	#II	.1. 华天亚川
	大類型	中類		小類型
		Α.	可割り	)計画性が基盤となっているもの 「オワトムセリ」をはは、ストトインの以ばりスキギヤロ」よってエンピン ト。 ス エローたのオワーキーロータサ
			7	都城制・条坊制など古代の地割が基盤となって形成される現在の都市景観
			1	中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観
			ウ	(特に近世) 城下町が基盤となって形成される現在の都市景観
	I. 計画的都市・	B.	計画的	]な市街地整備に基づくもの
	居住空間		ア	既成市街地の整備によるもの
			イ	計画的な市街地整備によって新たに形成されたもの
市			ウ	計画的に敷設された大通り
-		C.	都市外	トに開発された居住地
			ア	郊外居住地
街			1	別荘地
		Ā.	主に生	
			ア	一定の街区に集積する同種の商業活動によって形成される商業景観
地			1	市場の景観
			ウ	問屋の景観
			エ	商店街等の景観
景			7	盛り場・遊興地
		B		- 満た関わる街区・界隈・場
観	Ⅱ. 街区·界隈·	D.	7	通り・路地・並木・坂など、「道」と区別される「街路」や「広場」によっ
	場 I			て形成される界隈や場の景観
			イ	学校、公園、博物館、寺社など特別な機能を有する公共建築物・工作物等 によって形成される界隈や場の景観
			ウ	都市内の居住地
		C.	その他	也の街区・界隈・場
			ア	伝統的な情緒や雰囲気を継承する界隈
			イ	看板建築群・倉庫群など、特徴的な機能や意匠を有する建築物・工作物に よって形成される場の景観
		A.	鉱業・	エネルギー産業集積地域
			ア	採石場とその跡地利用によって形成される産業地の景観
			1	ダムやエネルギー産業によって形成される産業地の景観
産		B.	製造業	集積地域
業	Ⅲ.産業集積地		ア	全国的な経済基盤となった大規模製造業施設(群)によって形成される産 業地の景観
景	域		イ	地域の経済基盤となった加工・製造業施設(群)によって形成される産業 地の景観
観			ウ	伝統産業によって形成される集住・産業・街区景観
		C.	その他	也各種産業集積地域等
			ア	港湾・漁港の景観
			1	遊楽地(温泉地・歓楽街・遊園地等)の形成とともに発展した景観
ネ			ア	街道など道路によって形成される景観
ネットワ	   N. 連結		7	路面電車や鉄道、船、ロープウェイやケーブルカー等によって形成される
I	(ネットワーク)		ウ	ネットワークと結節の景観 橋梁、河川施設、水上交通、都市内の用水によって形成される景観
ク景観			エ	海峡景観
			ア	鉱工業・産業系
複合景観	   V. 複合		7	河川流域系
景細	v . 12 G		ウ	陸上交通系
进尤				性工人但不

<sup>※</sup> 類型は調査研究会での議論によって数回の変更が行われ、表2のとおりとなった。

その結果、特に本調査研究が行った宇治や金 沢等に対する事例分析を通じて、個々の街区及 びその景観は常に都市の総体及びその景観形成 の文脈から切り離して捉えることは不可能であ り、有形・無形の諸要素が関連して生み出す文 化表象としての都市景観は、総体としてもなん らかの保存対象として位置づける必要があると いう結論を得た。これは、都市の類型学・形態 学に基づき、「歴史性を持つ都市景観」の保存 においては、「地域的又は景観的文脈」が重視 されるべきことや、保存対象として都市総体を 想定する必要があることを強調したウイーン・ メモランダムの論点と一致している。

以上のように、景観形成の社会的・空間的関 係を扱う「景観の重層性」に対する議論は、わ が国の歴史都市が抱える諸課題に対し、文化政 策の側から一つの考え方を示すものである。

#### Ⅱ. 街区・界隈・場

大類型Ⅱにおいては、所在調査で把握された 事例の中から52件の2次調査対象地域、さらに 13件の重要地域を選択した。それらの選択に際 しては、評価指標として「景観の象徴性」及び 「景観の場所性」を重視した。

本類型における「景観の象徴性」は、景観形 成における主体や意味等と関連し、美学・文学・ 社会学・民俗学等の幅広い研究に基づいて評価 の焦点を定める必要がある。本調査研究におい ては、文学・絵画等の芸術表象と深い関連を持 つ景観だけでなく、現在を生きる我々と密接に 関係し、日常の生活・生業の積み重ねによって 形成された市場や商店街等についても検討対象 とした。

「景観の場所性」という指標は、場所とそこ で行われる人間の行為や記憶との関係が、現在 の景観に与える影響を評価するものである。例 えば、近世より常に行楽・参詣等を通じ、人々 が集まる場所として栄え、第2次世界大戦の爆 撃によって廃墟となった後にも魅力のある場所 へと再構築された「巣鴨地蔵通商店街 | をはじ め、開拓前の原野を象徴し、地域社会における 中心的な公共空間として賑わってきた札幌や名 古屋の「大通公園」などは、人々の記憶及び土 地に関する物語と深く関わりを持ちつつ継承さ れてきた場所である。このように、多くの人々 がある特定の「場所」について同じ感覚を共有 する場合、それを表象する文化的景観は、背景 にある社会的、文化的な意味を踏まえて読み解 かれる必要がある。

本調査研究を始めるに当たり、調査対象は何 らかの有形の諸要素を含む独特の空間的な特質 を持っていることを条件とした。しかし「景観 の場所性」としての価値を顕著に示す文化的景 観の事例は、有形の要素に依拠するところが比 較的少ない文化的景観である場合が多い。例え ば「巣鴨地蔵通商店街」は、店舗の建築意匠・ 構造とは無関係に、そこに暮らす人々が日常生 活において繰り返す当たり前の行為が空間に深 く刻み込まれ、独特の景観として映し出された 文化的景観である点が重要である。この類型に 属する文化的景観に対しては、建築意匠の修景 等の考え方よりもむしろ現在の文化的景観が計 画的・意図的な修景を行わずに形成されてきた ことに価値があり、「場所」に関連する多様な 行為の豊かさを評価すべきである。本類型にお いては、文化的観点からのアプローチが必要で あるとされてきたものの、従来の文化財の範 ちゅうでは捉えることのできなかった多様な事 例を重要地域として選択し、広い視点から文化 的景観に対する評価手法を示した。

#### Ⅲ. 産業集積地域

大類型Ⅲにおいては、所在調査で把握された 事例の中から56件の2次調査対象地域さらに17 件の重要地域を選択した。選択に際しては、「景 観の重層性」及び「景観の一体性」を重視した。

大類型Ⅲにおいて考慮すべき「景観の重層 性」・「景観の一体性」は、例えば採掘や製造等 に関連する施設等の有形の諸要素が、一定の広 がりの中に各時代の痕跡を留めつつ集積し、一 つの産業のシステムとして機能している場合に、 そのシステムが現在の景観にどのように反映さ

れているかを評価するための指標である。したがって本類型における「景観の重層性」及び「景観の一体性」は、不可分の関係にあるものとして捉えた。

2次調査対象地域として選択された事例の中には、技術面における特性に注目できるものや、立地や設備面において段階的な発展の重層性を示すものがある。また、中・近世に成立した産業地が、近代以降、都市・港湾・鉄道等を伴う一体的な土地利用として飛躍的に発展した事例を見いだすことができる。重要地域となった「銚子・野田の醤油工場群」などはその典型であり、「景観の重層性」及び「景観の一体性」が相互に関連することをよく示している。

#### Ⅳ. 連結(ネットワーク)

大類型IVでは、所在調査で把握された事例の中から33件の2次調査対象地域、12件の重要地域を選択した。それぞれを選択する際には大類型IIIと同様、「景観の重層性」及び「景観の一体性」を重視した。

大類型Ⅳにおいて適用される「景観の重層性」 という指標は、流通・往来の機能を持つ道路・ 鉄道・水路等のネットワークとしての発展過程 とともに、背景にある技術刷新等の無形の特性 が流通自体にどのような影響を与えたのかに注 目し、その変容・発展の歴史的な重層を評価す るものである。たとえば、近世期に専ら伊達藩 領の物資運搬のために開削された「貞山運河」 は、次々と新たな堀を開削し延長することに よって複合的に構成された有形の特性を示して いるが、同時に運搬における目的の多角化、野 蒜築港の建設や石井閘門の設置などにおける新 たな技術導入等の無形の特性も顕著である。し たがって、大類型Ⅳにおける「景観の重層性」 は、産業システムの総合的若しくは複合的な特 徴を読み取る大類型Ⅲとは異なり、流通の機能 性を追求したシンプルな線状の有形物の背景に 広がる、技術・社会・経済等に係る無数の複雑 な意味を読み取るものである。また、大類型IV における「景観の一体性」は、ネットワークと 結節点によって構成される総体を一連のものと して扱う視点を示している。

#### Ⅴ. 複合

大類型Vでは、様々な土地利用形態が複合することによって景観形成に影響を与えているものを対象とし、所在調査で把握された事例の中から14件の2次調査対象地域、さらに6件の重要地域を選択した。選択においては、「景観の重層性」及び「景観の一体性」を重視した。

大類型Vにおいて適用される「景観の一体性」は、都市や鉱工業・農林業等や居住によって複合的に形成されるある一定の地域(圏)が示す多様な土地利用が、「景観の重層性」を示しつつ発展し、これらに流通・往来に関連する河川や道のネットワークが複合的に関連することによって一体性を持った景観を形成していることを示す指標である。

この分野の文化的景観を適切に評価するためには、例えば流域圏全体を複合的かつ一体的な文化的景観の総体として有形・無形の両観点から捉え、自然・社会・文化等の観点から、その変容・発展過程及び相互関係を分析する必要があると考えられる。

#### (2) 保存・活用手法

以上のように、採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観は、可視的な景観構造だけではなく、地域形成の歴史や社会・経済システムなどの表象として理解する必要がある。このため当該文化的景観の保存においては、記念物や伝統的建造物群など、生活や生業の視点を含めながらも、有形の要素に対し重点的な保護施策を行ってきた従来の文化財とは異なる視点が必要である。

例えば、重要文化的景観近江八幡の水郷の価値は、水路の位置や形態、ヨシ等の水生植物、水辺に形成された集落のみならず、ヨシ産業や内水面漁業、舟運を含めた西の湖を核とする人々の暮らしと生業の仕組みの中にある。した

がって重要文化的景観近江八幡の水郷の保存・ 活用手法は、西の湖とこれを活用した人々の暮 らしとの間に培われる新たな関係の構築と維持 に力点を置くことになる。都市・鉱工業に関連 する文化的景観についても同様の視点が必要で ある。

伝統的な生活・生業に関連して形成される街 区は、生業の衰退等によって改変を受けること がある。この場合、仮に街路や建造物を保護対 象として位置づけることができたとしても、生 活様式の変化や生業の衰退は街区の利用形態を 変容させ、結果として、もともとその街区が持っ ていた意味や雰囲気を変える場合がある。街区 の界隈としての特徴は、単に建造物等によって 作り出されるものではなく、生活・生業にまつ わる歴史や物語と深く関連している。したがっ て、都市の文化的景観を保存するという議論は、 有形・無形の諸要素が変化を重ねつつ生み出し てきた都市の魅力的な調和を、生きられた空間 として活力のあるままの状態でどのように将来 に継承させることができるのか、という課題に 集約される。当然ながら、人々の生活・生業は 個人の自由な選択による行為であり、それ自体 は文化的景観保護制度による規制等の対象では ない。しかし、豊かな生活・生業が育まれ、こ れに基づく文化の多様性が地域において維持・ 継承されているということこそ、文化的景観の 価値を保護する上で最も核心を成す部分である。 このように、文化的景観の保存は、文化観光 等による直接的な地域活性化の施策に留まらず、 地場産業の維持・育成や技術継承に係る産業施 策、さらに当該地域に関する物語の口伝など地 区レベルで行われるきめの細かい取組を含めた その他の文化施策と一体的に進めることによっ て達成する必要がある。また、こうした有形・ 無形の諸要素を対象とする総合的な地域を充実

した形で実施するため、地方公共団体は部局を

越えた横断的な連携を図り、地域において活動

する多様な主体の参加を促しつつ、官民協働の

取組を推進することが重要である。

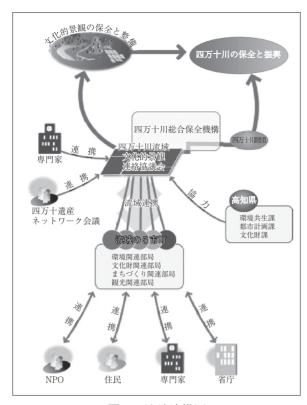
# 4. 今後の課題

#### (1) 広域的な文化的景観の保護について

本調査研究で検討した文化的景観の中には、 特に大類型IV・Vにおける事例が示すように、 複数の都道府県又は市区町村に展開して一体性 を形成するものがある。この種の文化的景観を 適切に保存・活用するためには、市町村間ある いは都道府県間の行政界を越えた広域的な連携 が必要である。

平成21年2月に選定された「四万十川流域の 文化的景観しは、広域的な重要文化的景観とし て最初の事例となるものである。琵琶湖や最上 川、阿蘇の文化的景観に代表されるように、広 域的な文化的景観の保護を図ろうとする事例は 多い。しかし、広域的な文化的景観の保護を目 的として都道府県が取組を進める場合において も、個々の市町村による積極的な関与は不可欠 である。ここでは参考として、四万十川流域5 市町の取組について紹介したい。

「四万十川流域の文化的景観」の関連5市町は、 それぞれが景観行政団体として文化的景観保存 調査を開始したが、個々別々の視点から流域保 全の取組を行ったわけではない。四万十川流域 の文化的景観が、比較的容易に広域連携という 課題を乗り越えた背景には、流域連携組織(図 2) の存在がある。四万十川流域においては、 平成元年(1989)の「高知県清流保全条例」の 制定に始まり、河川環境の保全を目指した様々 な施策の展開によって、市民グループの設立、 イベントや研究会の実施、シンポジウムの開催 等が重ねられてきた。平成6年(1994)には、 流域における一体的な取組を推進するため、当 時の流域8市町村(旧中村市、旧窪川町、檮原 町、旧東津野村、旧大野見村、旧大正町、旧十 和村、旧西土佐村)によって構成される「四万 十川総合機構」が自主的に組織され、平成12年 (2000) にはその中核的実践組織としての「四 万十川財団 | が設立されることにより、官民連



流域連携図 図2

携に基づき流域の保全・振興を推進する基盤が 整った。これらの組織を核として、平成14年 (2002) には、流域市町によって「四万十川の 保全及び振興に関する基本条例」(四万十川条 例)が制定され、流域全体の統一的な保存が開 始された。

5市町にまたがる「四万十川流域の文化的景 観」は、「四万十川総合機構」内に組織された 四万十川流域文化的景観連絡協議会を中心に、 保存・管理、整備・活用に係る流域全体を視野 に入れた方針を取りまとめている。それぞれの 景観行政団体が作成した文化的景観保存計画は、 当該方針に基づき四万十川保全や流域振興に関 して統一的な見解を示している。各市町は、申 出範囲をそれぞれ重点区域として位置づけると ともに、文化的景観保存計画を通じて個別要素 の保護を図ることに努めている。平成21年3月 から約1月間実施した四万十川流域のひなまつ り会では、世帯数20戸程度の集落に約800名の 人々が訪れ過疎の村が活気づいた。重要文化的 景観の選定を契機として四万十川流域の5市町 は、さらなる連携を深めつつ流域全体の周遊

コースやサイン計画を検討するなど、四万十川 を軸とする地域づくりについての検討を始めて いる。自然と共生し、地域固有の歴史と文化を 活かした地域社会の実現に期待したい。

(2) 採掘・製造、流通・往来、居住に 関連する文化的景観における整備に ついて

文化的景観保護制度においては、国庫補助を 利用し、重要文化的景観に対する整備事業とし て、ア. 事前調査、整備計画立案、イ. 標識、 説明板、境界等の設置及び改修工事、ウ. 防災、 便益管理施設の設置等の工事、エ. 重要文化的 景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景 等工事の実施を、また普及・啓発事業として、 地域住民等が参加する勉強会や公開講座及び ワークショップ等を実施することができる。さ らに、本稿の最初に紹介した歴史まちづくり法 においては、重点区域内の歴史的な建造物を歴 史的風致形成建造物と位置づけ、その修理・修 景のために歴史的環境形成総合支援事業を新設 し、重点区域内において実施される歴史的風致 形成建造物の修理・買取り・移設・復元を目的 とした支援が準備されている。したがって、重 要文化的景観の修理・修景においては、当該文 化的景観の重要な構成要素を歴史的風致形成建 造物とし、整備対象として位置づけることも可 能である。

しかし文化的景観にはいわゆる復元という概 念は一義的にはなじまないため、ある特定の景 観に戻すための修景事業は原則として行わない ことに留意する必要がある。また、修理・修景 が必要な場合においても、文化的景観の価値に 基づく景観改善を目的とし、あくまでも景観阻 害要因の除去を含めた最少の整備に留めること が望ましい。重要文化的景観内においてどうし ても修理・修景事業を実施する必要がある場合 には、その根拠となる十分な詳細調査を実施し、 極端な景観の改変を避けるために小規模な実験 的修理を重ね、地域的・景観的文脈に配慮し、

地域の個性に見合う技術・素材等を用いること によって景観の質的な向上を目指すことが必要 である。大規模な景観の改変を伴い、地域に画 一的な景観を生み出す公共事業等については、 事業規模の検討とともに、形態・意匠等に対す る十分な配慮が求められる。

文化的景観の整備において最も難しいのは、 景観が生み出す一体性の価値と個別建造物にお ける真実性の価値との調整である。建造物の修 理事業が一定の時代に比重を置きすぎると、「景 観の重層性」や「景観の一体性」を損なう場合 が生じる。この調和に関する判断は、ウイーン・ メモランダムが述べる「地域的・景観的文脈 | への配慮と、その本質的価値の見極めに基づい て行われなければならない。同時に、前庭のし つらえや商店街の装飾といった詳細な部分で あっても、現状の文化的景観の価値を生み出す 要素の中で、絶対に失ってはならないものは何 かを判断するセンスが必要である。これらは、 今後、重要文化的景観に選定されることが想定 される都市・鉱工業に関連する文化的景観のそ れぞれの市町村が整備計画を策定する過程で実 験データを蓄積し、協議を重ねる中で、文化的 景観という生きた文化財を磨く、新たな景観整 備の考え方を創造することになろう。

#### 5. まとめ

平成20年4月30日に発表した本調査研究の「中間報告」では、評価手法を中心に報告を行った。本報告では、既に「中間報告」において公表したものを加筆・修正するとともに、保存・活用の手法についてまとめた。農林水産業に関連する文化的景観に比して変容や流動の可能性が高い都市及び鉱工業に関連する文化的景観について、有形・無形の両面から評価・保存・活用手法を示したことは、本調査研究の大きな成果である。

しかし、本調査研究における2次調査対象地域及び重要地域に選択されなかったものや、本調査研究の開始時点で所在調査の対象に含まれ

ていなかったものの中にも、文化的景観として の重要な価値を持つものが含まれている可能性 がある。よって、本調査研究会は地方公共団体 に対し、引き続きこの分野の文化的景観に関す る情報提供を期待するとともに、より多くの文 化的景観に関する調査の実施を推奨する。

地域において培われてきた生活・生業・風土・ 文化等を地域活性化に活用し人々の記憶を次世 代に引き継ごうとする取組は、近年ますます盛 んになりつつある。文化的景観に対する関心が きっかけとなり、その保存・活用を通じて地域 文化の多様性が促進されるとともに、今後、過 疎や高齢化に苦しむ諸地域が少しでも発展の糸 口をつかんでいくことに期待したい。

- (1) 景観法 (平成16年6月18日法律第110号)
- (2) 平成20年7月31日文部科学省令第24号により、 重要文化的景観選定の申出を行う地方公共団体 は、文化的景観保存計画において当該「文化的景 観における重要な構成要素」を記載した上で、「あ らかじめ当該文化的景観における重要な構成要 素である不動産の所有者等の同意を得」ることと なった。
- (3) Denis Cosgrove, D. Gregory et.al ed, (2009) *The Dictionary of Human Geography 5th edition*, Wiley-Blackwell, pp.133 134.
- (4) 都市化の進行に伴う都市問題・景観破壊等に直面する中、建築学・都市工学・歴史学・歴史地理学・文学等において都市空間に対する研究が行われた
- (5) 前田愛 (1982)『都市空間の中の文学』筑摩書房、 鈴木博之 (1990)『東京の「地霊」』文藝春秋、今 橋理子 (1999)『江戸の絵画と文学』東京大学出 版会等を参照。
- (6) 高橋康夫·吉田伸之·宮本雅明·伊藤毅編(1993) 『図集 日本都市史』東京大学出版会、宮本雅明 (2005)『都市空間の近世史的研究』中央公論美 術出版等を参照。
- (7) 陣内秀信(1985)『東京の空間人類学』筑摩書 房等を参照。
- (8) 川添登 (1979)『東京の原風景』NHK ブック ス等を参照。
- (9) 1972年の第17回ユネスコ総会において採択され、1975年より発効された。
- (10) 平成21年8月現在、自然遺産176件、複合遺産 25件、文化遺産689件の計890件が一覧表に記載さ れている。

- (11) 「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代 表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラ テジー (The Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List) 平成6年に開催された第18回世界遺産委員会に おいて採択された。
- (12) 「世界遺産条約履行のための作業指針」(Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention) では、文化的景観 を「自然と人間との共同作品」と位置付け、①人 間の設計意図の下に創造された景観、②有機的に 進化してきた景観(i:残存している又は化石化 した景観、ii:継続している景観)、③関連する 景観、の三つに分類しており、保護法における文 化的景観とは定義が異なる。
- (13) http://whc.unesco.org/en/globalstrategy/を参 昭。
- (14) http://whc.unesco.org/uploads/activities/ documents/activity-47-2.pdf を参照。
- (15) 作業指針別冊3、パラグラフ16-20。
- (16) 作業指針別冊3、パラグラフ21-24。
- (17) 平成17年3月28日文部科学省告示第47号。
- 一. 地域における人々の生活又は生業及び当該地域 の不意度により形成された次に掲げる景観地の うち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を 示すもので典型的なもの又は独特のもの。
  - (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
  - (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
  - (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景 観地
  - 四 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する 景観地
  - (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景 観地
  - (六) 鉱山・採石場・工場群などの水の利用に関す る景観地
  - (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
  - (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二. 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち 我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示す もので典型的なもの又は独特もの
- (18) 以下の委員名は座長以外は50音順、役職は平成 20年4月現在で表記している。
- (19) ここで「街区」は、道路によって規定される区 画と区別し、地域コミュニティ等の生活主体を含 む概念として使用している。
- (20) 西村幸夫(2004)『都市保全計画』等を参照
- (21) 都市の文化的景観には、あまりにも当たり前に 営まれる現代の我々の日常生活・生業を色濃く反 映するものがある。これらの中には、たとえば ニュータウンのように、社会学的見地から一定の

- 分析がなされ、評価が定まりつつある事例も多い。 したがって、本調査研究会はこれらの物件を調査 研究の対象から排除せず、むしろ積極的に位置づ けるよう努めた。
- (22) 歴史まちづくり法においては、市町村が歴史的 風致維持向上計画を策定し、その中で重要文化 財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物と して指定された建造物の用に供される土地及び 重要伝統的建造物群保存地区内の土地とその周 辺の土地に対して重点区域を設定することと なっている。

# 資料編

# 資料 1 採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の 保護に関する調査研究会設置要項

平成18年1月26日記念物課長決裁

#### 1. 趣旨

日本の採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の総合的な調査を実施し、現在の状況を的確に把握するとともに、特に文化財の視点から、保存・活用の適切な方策についての研究を行うため、標記の調査研究会を設置する。

#### 2. 調査研究内容

採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観に関して、以下の諸点について調査研究を行う。

- (1) 所在調査
  - A. 所在調査の手法と内容
  - B. 評価の手法と基準
  - C. 重要地域の選択
- (2) 保存・活用の方策に関する研究
  - A. 文化的景観の総合的な保存・活用の方策
  - B. 文化的景観保存調査について (調査項目、調査手法等について)
  - C. 文化的景観保存計画について(保存手法、整備等の考え方等について)

#### 3. 構成

- (1) 研究会の委員は、記念物課長が委嘱する。
- (2) 研究会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 研究会には、必要に応じ、委員以外の有識者等の出席を求めることができる。

# 資料2 採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の 保護に関する調査研究会について

#### 1. 調査研究会委員

小浦 久子 大阪大学大学院准教授

篠原 修 政策研究大学院大学教授

清水 重敦 奈良文化財研究所景観研究室長

西村 幸夫 東京大学教授

橋爪 紳也 大阪府立大学特別教授

※ 50音順、敬称略。役職は平成22年3月現在。

※ 第5回調査研究会からは、有識者として福田珠己大阪府立大学准教授の参加を得た。

#### 2. 調査研究報告書について

○本書の作成は、文化庁文化財部記念物課が当たった。

(本報告書作成担当:井上典子、鈴木地平)

○2次調査対象地域及び重要地域の取りまとめに当たっては、以下の各氏・各研究室の協力を得た。

井原 绿 奈良県立大学地域創造学部

上杉和央京都府立大学文学部歴史学科文化遺産学コース

岡田 昌彰 近畿大学景観工学研究室

仲 隆裕 京都造形大学ランドスケープデザインコース

矢ヶ崎善太郎 京都工芸繊維大学日本建築史・伝統建築研究室

資料3 2次調査対象地域及び重要地域一覧(類型別)

大類型	中類型		小類型	2次調査対象地域及び重要地域 ※太字は重要地域	特に重視 される 評価指標 B
I. 計画	A. 町割	割の割	計画性が基盤となっているもの		
的都市· 居住空間		ア	都城制・条坊制など古代の地 割が基盤となって形成される 現在の都市景観	平安京(京都市) 宇治(京都府宇治市) 奈良(奈良市) 大宰府(福岡県太宰府市)	①景観の重 層性 ②景観の象 徴性
		イ	中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観	台町界隈(山形県酒田市) 善光寺門前・長野市街地(長野市) 上社の街区(長野県諏訪市) 平野環濠都市(大阪市) 堺環濠都市(堺市) 羽曳野・藤井寺の居住景観(大阪府羽曳野市・藤 井寺市) 伊倉の唐人町等居住景観(熊本県玉名市) 四日市門前の街区(大分県宇佐市) 久高島の居住景観(沖縄県南城市)	
		ф	(特に近世) 城下町が基盤と なって形成される現在の都市 景観	松前町市街地(北海道松前町) 会津若松市街地(福島県会津若松市) 結城市街地(茨城県結城市) 高田市街地(新潟県上越市) 金沢市街地(金沢市) 松本市街地(長野県松本市) 高山市街地(岐阜県高山市) 掛川市街地(静岡県掛川市) 桑名市街地(三重県桑名市) 萩市街地(山口県萩市) 徳島市街地(徳島県徳島市) 小城市街地(佐賀県小城市) 熊本市街地(熊本市) 杵築市街地(大分県杵築市)	
	B. 計画	画的 4	な市街地整備に基づくもの		
		ア	既成市街地の整備によるもの	東京市街地(東京都) 大阪市街地(大阪府)	①景観の重 層性
		イ	計画的な市街地整備によって新たに形成されたもの	札幌市街地(札幌市) 横浜市街地(横浜市) 神戸市街地(神戸市) 長崎市街地(長崎市)	②景観の象
		ウ	計画的に敷設された大通り	表参道(東京都渋谷区) 御堂筋(大阪市) 平和大通り(広島市)	
	C. 都市	†外に	」 こ開発された居住地		1
		ア	郊外居住地	田園調布(東京都大田区) 多摩ニュータウン(東京都八王子市・町田市・多 摩市・稲城市) 高蔵寺ニュータウン(愛知県春日井市) 千里ニュータウン(大阪府豊中市・吹田市)	②景観の象 徴性 ③景観の場 所性
		イ	別莊地	旧軽井沢地域の別荘地・野尻湖国際村(長野県軽 井沢町・信濃町)	

大類型	中類型		小類型	2次調査対象地域及び重要地域 ※太字は重要地域	特に重視 される 評価指標 B
Ⅱ. 街区・ 界隈・場	A. 主(	こ生業	業に関わる街区・界隈・場		
界隈・場		P	一定の街区に集積する同種の 商業活動によって形成される 商業景観	本のまち、神保町(東京都千代田区) 秋葉原電気店街(東京都千代田区) 兜町・茅場町の証券・金融街(東京都中央区) 合羽橋道具街(東京都台東区) 新門前美術商街(京都市) 五条坂陶磁器店街(京都市)	②景観の象 徴性 ③景観の場 所性
		イ	市場の景観	築地(東京都中央区) アメヤ横丁(東京都台東区) 近江町市場(金沢市) 錦市場(京都市) 黒門市場(大阪市)	
		ウ	問屋の景観	馬喰町・横山町・東日本橋問屋街(東京都中央区) 河崎の問屋街(三重県伊勢市) 上狛南部の茶問屋街(京都府木津川市)	
		工	商店街等の景観	成田山新勝寺とその門前(千葉県成田市) 日本橋界隈(東京都中央区) <b>巣鴨地蔵通商店街(東京都豊島区)</b> 川崎大師の仲見世(川崎市) 白山市の街区(石川県白山市) 新京極商店街(京都市) 心斎橋(大阪市) 石切参道商店街(東大阪市) 魚の棚(兵庫県明石市) 高松中央商店街(高松市) 銀天街(北九州市)	
		オ	盛り場・遊興地	浅草界隈(東京都台東区) 道頓堀・千日前・法善寺横丁(大阪市) 新世界界隈(大阪市) 中洲界隈(福岡市)	
	B. 主(	こ生活	舌に関わる街区・界隈・場		1
		ア	通り・路地・並木・坂など、 「道」と区別される「街路」 や「広場」によって形成され る界隈や場の景観	大通公園(札幌市)	①景観の重 層性 ②景観の象 徴性
		イ	学校、公園、博物館、寺社など特別な機能を有する公共建築物・工作物等によって形成される界隈や場の景観		③景観の場   所性
		ウ	都市内の居住地	谷中(東京都台東区) 阿倍野区阪南町・昭和町等の土地区画整理地区(大 阪市)	
	C. 70	ひ他の	D街区・界隈・場		1
		ア	伝統的な情緒や雰囲気を継承 する界隈	矢切の渡し・葛飾柴又(千葉県松戸市、東京都葛 飾区) 個島(東京都中央区) 神楽坂界隈(東京都新宿区) 深川界隈(東京都江東区) にし茶屋街(金沢市) 先斗町界隈(京都市) 北船場界隈(大阪市) 上町台地の寺町界隈(大阪市) 中之島界隈(大阪市)	①景観の重 層性 ②景観の象 徴性 ③景観の場 所性

大類型	中類型		小類型	2次調査対象地域及び重要地域 ※太字は重要地域	特に重視 される 評価指標 E	
	C. 70	り他の	 D街区・界隈・場		1	
		イ	看板建築群・倉庫群など、特 徴的な機能や意匠を有する建 築物・工作物によって形成さ れる場の景観	山居倉庫群(山形県酒田市) 中町商店街看板建築群(茨城県石岡市) 館林の看板建築(群馬県館林市) 上町の看板建築・出桁建築(横須賀市) 平瀬、立神地区煉瓦倉庫群(長崎県佐世保市)	②景観の 徴性 ③景観の場 所性	
Ⅲ. 産業	A. 鉱美	<b>美・</b> 二	エネルギー産業集積地域			
集積地域		ア	採石場とその跡地利用によっ て形成される産業地の景観	石のまち、大谷(宇都宮市) 瀬戸キャニオン(愛知県瀬戸市) 庵治石採石地(高松市) 香春鉱業・香春岳と町並み景観(福岡県香春町)	②景観の 徴性 ③景観の <sup>は</sup> 所性	
		イ	ダムやエネルギー産業によっ て形成される産業地の景観	立山・黒部の景観(富山県富山市・黒部市・立山 町、長野県大町市)	④景観の- 体性	
	B. 製造	古業負				
		ア	全国的な経済基盤となった大 規模製造業施設(群)によっ て形成される産業地の景観	室蘭港の工業景観(北海道室蘭市)	②景観の 徴性 ③景観の <sup>は</sup>	
		イ	地域の経済基盤となった加 工・製造業施設(群)によっ て形成される産業地の景観	浜松の楽器・バイク製造工場群 (浜松市) 岸和田の産業集積地 (大阪府岸和田市)	所性 ④景観の- 体性	
		ウ	伝統産業によって形成される 集住・産業・街区景観	益子焼(栃木県益子町) 盆栽村(さいたま市) 銚子・野田の醤油工場群(千葉県銚子市・野田市) 輪島・加賀の漆器(石川県輪島市・加賀市) 鵜飼のまち(岐阜市) 八丁蔵通り(岡崎市) 常滑焼のまち(愛知県常滑市) 本願寺門前町仏具つくりのまち(京都市) 黒江の紀州漆器生産地(和歌山県海南市) 耐火煉瓦のまち、三石(岡山県備前市) 大川内山(佐賀県伊万里市) 小鹿田焼の里(大分県日田市) 壺屋(沖縄県那覇市)		
	C. 70	り他も	各種産業集積地域等			
		P	港湾・漁港の景観	小名浜港 (いわき市) 横浜港 (横浜市) 港町鳥羽の旧市街地 (三重県鳥羽市) 琵琶湖の港 (滋賀県) 天橋立・宮津湾 (京都府宮津市・伊根町・与謝野町) 太地港 (和歌山県太地町) 西郷湾 (島根県隠岐の島町) 日向細島港 (宮崎県日向市)	①景観の <u>3</u> 層性 ④景観の- 体性	
		イ	遊楽地(温泉地・歓楽街・遊園地等)の形成とともに発展 した景観	ぬかびら源泉郷(北海道上士幌町) 酸ヶ湯温泉地(青森市) 花巻温泉街(岩手県花巻市) 鎌先・小原温泉街(宮城県白石市) 湯元温泉街(栃木県日光市) <b>草津温泉街(群馬県草津町)</b> 伊香保温泉街(群馬県渋川市) 和倉温泉街(石川県七尾市) 粟津温泉街(石川県小松市) 山代・山中温泉街(石川県加賀市)	①景観の 層性 ②景観の 後性 ③景観の 所性	

大類型	中類型		小類型	2 次調査対象地域及び重要地域 ※太字は重要地域	特に重視 される 評価指標 B
Ⅲ. 産業	C. 70	 の他4			
集積地域		Ď	遊楽地(温泉地・歓楽街・遊 園地等)の形成とともに発展 した景観	野沢温泉街(長野県野沢温泉村) 伊東温泉街(静岡県伊東市) 修善寺温泉街(神戸市) 城崎温泉街(神戸市) 城崎温泉街(兵庫県豊岡市) 湯村温泉街(兵庫県新温泉町) 岩井温泉街(兵庫県新温東町) 川棚温泉街(下関市) 道後温泉街(松山市) 雲仙・八温泉街(熊本県八代市) 村立温泉街(熊本県八町) 別府温泉街(大分県田市市) 湯平温泉街(大分県田市市) 揚平温泉街(鹿児島県霧島市) 妙見温泉街(鹿児島県霧島市)	
W. 連結 (ネット ワーク)		P	街道など道路によって形成される景観	北海道のみち (北海道) 近世の五街道 ・奥州街道 (郡山市) ・日光街道 (栃木県) ・甲州街道 (栃木県) ・東海道 (静岡県・愛知県) ・中山道 (長野県・岐阜県) 鯖街道 (福井県小浜市・若狭町、大津市、滋賀県高島市) 御鮨街道 (岐阜市) 山の辺の道 (奈良市、奈良県天理市・桜井市) 萩往還 (山口県山口市・萩市・防府市) 四国の遍路道 (徳島県、松山市) ヤブサツの浦原 (沖縄県南城市)	①景観の重 層性 ④景観の一 体性
	ウェイやケー: よって形成され	路面電車や鉄道、船、ロープウェイやケーブルカー等によって形成されるネットワークと結節の景観			
		ウ	橋梁、河川施設、水上交通、 都市内の用水によって形成される景観	貞山運河・東名運河・北上運河(仙台市、宮城県 石巻市・東松島市・塩竈市・多賀城市・名取 市) 角間川本通り(秋田県大仙市) 隅田川と橋梁群(東京都中央区・台東区・墨田区・ 江東区・北区・荒川区・足立区) 今江町の前川(石川県小松市) 郡上八幡の水景観(岐阜県郡上市) 瀬田川と瀬田唐橋(滋賀県大津市) 鴨川河岸の景観(京都市) 桂川と渡月橋(京都市) 高瀬川の景観(京都市) 商磨宮堀川の川辺(姫路市)	

大類型	中類型		小類型	2 次調査対象地域及び重要地域 ※太字は重要地域	特に重視 される 評価指標 B
		エ	海峡景観	津軽海峡(函館市、青森市) 明石海峡(神戸市、兵庫県淡路市) 鳴門海峡(兵庫県南あわじ市、徳島県鳴門市) 関門海峡(下関市、北九州市) 足尾銅山(栃木県日光市)	
∇. 複合		ア	鉱工業・産業系	足尾銅山(栃木県日光市) 佐渡金銀山(新潟県佐渡市) 神岡鉱山(岐阜県飛騨市) 生野鉱山(兵庫県朝来市) 筑豊炭田(北九州市、福岡県飯塚市・田川市・直 方市など) 池島(長崎市) 端島(長崎市)	①景観の重 層性 ②景観の象 徴性 ④景観の一 体性
		イ	河川流域系	最上川流域(山形県) 千曲川流域(長野市) 長良川流域(岐阜市) 矢作川流域(豊田市) 四万十川流域(高知県四万十市・中土佐町・梼原 町・津野町・四万十町)	
		ウ	陸上交通系	結節点のまち、下諏訪 (長野県下諏訪町) 結節点のまち、米原 (滋賀県米原市)	③景観の場所性 ④景観の一体性
居住				<ul> <li>幌集落(北地の散イ)</li> <li>長喜川の市)</li> <li>長喜川の舟場</li> <li>最上川の舟場</li> <li>山王地区の養蚕農(群馬県板)</li> <li>高窓のの里(埼玉県東北市)</li> <li>高窓のの里(埼玉県本店市)</li> <li>納屋集落(東京都県大田町)</li> <li>高窓のの里(埼玉県本店市)</li> <li>納屋集落(東京新潟県面市)</li> <li>高窓のの里(埼玉県市)</li> <li>高窓のの事務(電子業県大市)</li> <li>病を集著(東京新潟(富山市)</li> <li>大蛇集落(東京新潟(富山市)</li> <li>市・大地区の香落(共力、大田ののののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは</li></ul>	